

豊田市農業委員会議事録

令和3年9月28日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和3年9月度農業委員会総会を豊田市役所西庁舎8階、西83会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第56号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第59号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第60号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第61号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第62号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (11名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	_____	_____	_____	_____
7番	杉浦 俊雄	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	_____	_____
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (8名)

5番	為井 裕	6番	近藤 和人	8番	土方 和子
9番	梅村 逸次	10番	水野 省治	11番	梅村 貢司
12番	中島 匡代	18番	杉田 雅子		

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	担当長	加藤 泰平	担当長	安藤 康朗
主査	鈴木 彩	主査	伊藤 寿信	主事	生田 卓哉

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告させます。

事務局： 本日の欠席委員は、5番、為井裕委員、6番、近藤和人委員、8番、土方和子委員、9番、梅村逸次委員、10番、水野省治委員、11番、梅村貢司委員、12番、中島匡代委員、18番、杉田雅子委員、以上、8名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

13番、加知満委員、14番、伊藤喜代司委員、以上、2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第56号から第62号までの審議案件7件とその他、報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第56号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第56号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

70番、汐見町の件。

担当推進委員の光岡委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

71番、和会町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

72番、高岡町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

73番、高岡町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

74番、中田町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

75番、生駒町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

76番、亀首町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

77番、坂上町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

78番、明川町の件。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第56号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第56号は承認決定されました。

令和3年議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

23番、九久平町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、松平支所からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径と

した円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ないと思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第57号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第57号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

197番、長興寺の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、198番、長興寺の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。なお、以降同基準については、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、199番、野見山町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、200番、畝部西町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、201番、住吉町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、202番、堤町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、203番、堤町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、204番、本町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、205番、大島町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、206番、大島町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、207番、高岡町の件、駐車場・資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、208番、若林東町の件、工場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 申請番号202から208までの7件、全て異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、209番、駒場町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

なお、本件につきましては、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、210番、越戸町の件、通所老人介護施設・知的障害者グループホーム・駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に越戸駅が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、211番、越戸町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、212番、加納町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、213番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、214番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、215番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、216番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、217番、城見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、218番、野口町の件、残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、219番、中金町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、220番、野口町の件、残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

なお、本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、221番、西中山町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、222番、藤岡飯野町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に藤岡支所が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、223番、西中山町の件、駐車場・乳児園庭です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、224番、大平町の件、住宅敷地（進入路・駐車場）です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、225番、則定町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、226番、久木町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、２２７番、阿蔵町の件、車庫・農業用倉庫です。第２種農地です。判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

浅見委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、２２８番、黒田町の件、現場事務所・資材置場・駐車場（一時転用）です。第２種農地です。判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の杉田委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、２２９番、東保見町の件、駐車場です。第２種農地です。判断基準は、１０ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横糸委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

（会場声なし）

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第58号で上程されました33件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、議案第58号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第59号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第59号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

10番、堤町の件、変更内容は事業内容変更です。

本件、令和3年5月27日付農地法第5条許可を得ました。当該筆について、当初は賃借権設定を行う予定でしたが、申請者の意向から、所有権移転に変更したく申請に及ぶものです。

よろしくをお願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第59号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第59号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第60号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第60号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

15ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

55番、高原町の件、分家住宅です。

56番、天王町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

鈴木委員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、57番、大成町の件、分家住宅です。

続いて、58番、福受町の件、分家住宅です。

以上です。

なお、本件につきましては、担当の為井委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、59番、広田町の件、工場です。

続きまして、60番、竜神町の件、分家住宅です。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、61番、大島町の件、駐車場です。

続きまして、62番、高岡町の件、流通業務施設です。

続きまして、63番、高岡町の件、流通業務施設です。

続きまして、64番、本町の件、自動車整備工場です。

続きまして、65番、本町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

杉浦委員： 61番から65番、5件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、66番、駒場町の件、社宅です。

続きまして、67番、駒場町の件、市街化区域へ編入するための除外です。

続きまして、68番、中根町の件、駐車場です。

なお、本件につきましては、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、69番、本徳町の件、分家住宅です。

本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、70番、勘八町の件、分家住宅です。

続きまして、71番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、72番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、73番、勘八町の件、自己用住宅です。

本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、74番、樽俣町の件、自動車販売店舗です。

御意見をお願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、75番、東大林町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

浅見委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の用途区分変更についてです。

2番、御立町の件、農業用倉庫です。

御意見をお願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第60号で上程されました22件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第60号は承認決定されました。

令和3年議案第61号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第61号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

12番、上野町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第61号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第61号は承認決定されました。

令和3年議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回、御審議いただくのは、利用権設定のうち令和3年10月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第62号資料①は、利用権の総括表になります。議案第62号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第62号資料①の総括表で御説明させていただきます。

①の中の3、総括表の左の列に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和3年10月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、4筆、4,231㎡の利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第62号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第62号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案24ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

109番、城見町の案件から、26ページを御覧ください、117番、森町の案件までの9件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案27ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

46番、四郷町の分譲宅地の案件から、28ページを御覧ください、52番、平和町の自己用住宅の案件までの7件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案29ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

137番、四郷町の分譲宅地の案件から、32ページを御覧ください、151番、鴻ノ巣町の駐車場の案件までの15件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたします。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時29分)

議事録署名者

印

印